

東京都介護保険居宅事業者連絡会

【東京都介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成 12 年 11 月に東京都介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

令和 7 年 2 月の会員数は、332 事業所となっている。

【提言項目 1】

訪問介護の役割と人材の確保

【現状と課題】

2024 年介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことにより、訪問介護事業者の倒産件数が 2024 年に過去最多となる等、経営への影響はきわめて大きく、在宅介護サービスの継続が懸念されるケースも多く見受けられる。東京都内でも特に訪問介護員の有効求人倍率が突出して高い水準で推移する等、人材確保が困難な状況であり、基本報酬の低下は地域包括ケアシステムの推進を根底から揺るがす深刻な問題となっている。

また、在宅介護人材の確保においては、資格取得支援や働きやすい職場環境の整備も進める必要がある。利用者・家族からの介護職員へのカスタマーハラスメント対策は、在宅介護人材の確保における課題の一つになっている。現在は、国のカスタマーハラスメント対策のマニュアル等は、施設と同一となっているが、一人で訪問する在宅サービスは別途に訪問系サービスに適合した対応が必要である。

【提言内容】

東京都における、地域包括ケアシステムの推進における訪問介護事業の位置づけや役割について再確認するとともに、訪問介護員のイメージアップ及び価値の創出（地位の向上）を図るための、当事業のやりがいや魅力発信等、支援をお願いしたい。

また、在宅介護事業における利用者、家族からのハラスメント防止・対応の強化策の向上のための継続的な研修・教育の仕組みづくり、より良い在宅介護サービスを受けるためのカスハラ防止啓発のリーフレット作成等による社会への啓蒙を要請したい。

【提言項目 2】

介護支援専門員の増員及び主任介護支援専門員育成への対策

【現状と課題】

介護支援専門員の受験者数が減少し、有資格者の離職もあり介護支援専門員が大きく不足している。介護職員の処遇改善が進む中、介護支援専門員が対象から外され介護支援専門員に求められる責務の重さに見合う処遇となっていない。

2024 年介護報酬改定では、その不足を補うため介護支援専門員の 1 人当たりの取り扱い件数が増加されたが、現場からは従来の取り扱い件数でも忙しくさらに荷重となるという声が多い。また管理者要件で主任介護支援専門員の配置が必須であるが、主任介護支援専門員の専門性と、管理者としてのマネジメント能力の育成機会の充実も必要である。

【提言内容】

次期報酬改定では処遇改善加算の対象に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を含めることを東京都としても国に求めて頂きたい。管理者要件にある主任介護支援専門員の育成課題として、主任介護支援専門員研修を受講しやすくすることや、介護支援専門員のマネジメント能力に関する学習プログラム等の開発により、十分な専門知識を備えることでの質の向上に関する改善を推進して頂きたい。

【提言項目 3】

ケアプランデータ連携の普及と在宅介護の DX 化推進支援

【現状と課題】

在宅サービス事業者において、ICT の推進による、サービス提供の生産性向上の推進は、重要な課題である。

国保連が提供するケアプラン連携システムの操作性の課題は、そのシステムの普及の上で大きな課題である。具体的には、1 事業所につき、1 台の PC での運用という制限があることや、使用する職員の IT リテラシー不足などが背景にある。

事業所運営にかかわる基準が、市区町村間で統一されていないことや、行政への提出書類や様式が統一されていないことで、事業所運営及び管理の効率化、及び DX 化が妨げられている。地域密着型サービス、日常生活支援総合事業では市区町村別の指定申請様式や請求様式が異なり、生産性向上の妨げになっている事例がある。

【提言内容】

国保連ケアプランデータ連携システムで要求される条件、1 事業所につき、1 台の PC での運用という制限の緩和や、利用促進のためには、ユーザーが直感的に分かり易いナビゲーションや、データ入力のプロセスを最適化することが必要である。加えて、導入ガイドラインの整備も含め、ユーザーにとって負担にならない作業を増やす等の改善も必要である。

また地域の在宅介護事業者が効率化やサービスの質の向上に取り組むための支援が

必要である。例えば、ICT 技術の導入や研修プログラムの拡充など、業務の効率化や介護サービスの向上に向けた施策を推進することが重要である。

行政毎に異なる各種基準や申請様式については、都道府県及び市区町村間での統一化を図り、事務的な作業工数を削減する仕組みづくりを要請したい。

【提言項目 4】

訪問看護が提供するリハビリについて

【現状と課題】

近年、介護予防やフレイル予防への関心は一層高まりつつあり、身体機能の改善・維持においては生活の質を高めるためにリハビリはなくてはならないサービスといえ、ニーズは非常に高い傾向にある。一方で、2024 年度の介護報酬改定では訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、訪問看護におけるリハビリ職のサービス提供に関する減算が新設されており、介護予防やリハビリサービスの普及が阻害されている。リハビリ職の賃金低下や雇用抑制が懸念される中、同じリハビリ職が訪問してリハビリを行う「訪問リハビリ」は開設主体が病院や診療所等の医療法人に限定されているため普及には限度があり、リハ職の受け皿としては不十分である。その結果、リハビリニーズとサービス提供（供給）体制の乖離につながっている。

【提言内容】

リハビリサービスへ民営法人が積極的参入することによる好影響や社会的資源の重要性の周知等、サービス提供体制整備促進のための働きかけを要望する。

リハビリ職の地位向上ならびに賃金格差解消のための支援を要請したい。

【提言項目 5】

東京福祉サービス第三者評価【高齢】の認知度向上

【現状と課題】

東京都では福祉サービスを選択する際に、それぞれの事業所の特徴を把握し、比較・検討することで、より良い選択につなげることを目的とした「東京福祉サービス第三者評価」を公表しており、利用者本位の福祉の実現を目指している。一方、「高齢居宅サービス」の受審事業所数は決して多くなく、比較検討が十分に行えていないのが現状である。加えて本評価自体の認知度が決して高くないため、利用者（及び介護支援専門員等）の事業所選定時に本評価が活用されているケースは極めて稀である。

【提言内容】

受審事業所数の増加に向けた働きかけの強化等、支援拡充による都内サービス事業所全体の質向上に向けた取り組みを要請したい。また、介護事業所や居宅サービス利用（検討）者に対する「東京福祉サービス第三者評価」の周知強化による認知度向上のための仕組みづくりを要請したい。